

自治基本条例

vol.3

～桂川町の未来をみんなで創ろう！～

8月30日、第3回桂川町自治基本条例みんなで考える委員会が開催されました。

今回は、自治基本条例について、委員が共通認識を持つために、昨年11月開催の自治基本条例講演会の講師であった西日本新聞社の前田隆夫氏を招いて研修会を行いました。

講義の後、各委員からは、自治基本条例の内容等についての質問や意見など多くの発言がありました。

また、今後は、3つのグループに分かれ条例に盛り込みたい項目について検討を行っていきます。



▲ 第3回桂川町自治基本条例みんなで考える委員会

前田隆夫氏の講義の要旨

【自治基本条例とは】

○まちづくりを進めていく上での基本原則であり、町の決まり事を表したものである。また、住民、議会、町長の役割、権利、責任などを盛り込む必要がある。

【自治基本条例制定の背景】

- 平成12年4月に地方分権一括法が施行され、法律上、国と地方は対等の関係になった。これにより、町のことは町で決めることができるようになった。
- まちづくりにおいては、主権者（住民）が主役であり、主権者に選ばれた町長や議員が、住民の思いを代行している。町長がまちづくりの案を作り、議会で決定し、町長がそれを執行するという過程の中で、主権者である住民がどのように関わることができるか、その手段を持つことが大事になってくる。

○情報が住民にきちんと届いているかの検証はあまりされていないと思うが、情報は提供するだけでなく住民と共有していくことが非常に重要であり、情報を共有する方法を考える必要がある。住民と行政は、対話し信頼関係を築きなおすことが大事であり、対話する場を設ける必要がある。

【ニセコ町の事例】

○全国で初めて「まちづくり条例」を制定した北海道のニセコ町が、条例を作る上で最も重要視したのが情報の共有である。

【豊かな自治を築くために】

- 自治の力とは、意見や利害が対立する人と合意する力であり、これができてこそ、自分たちの住む町を自分たちの手で治めることができる。
- 意見が対立したときにしっかりと結論を出せるような議論の方法が必要である。

【問合せ】 企画財政課 企画調整係 ☎65・1085